

第1章

策定にあたって

第1節 策定の趣旨

1 策定の背景と目的

札幌市では、平均寿命の延びや出生率の低下により、少子高齢化が進み、高齢化率は令和2年（2020年）10月で27.6%となっています。今後、市全体の人口の減少が見込まれる中、この傾向はさらに続き、令和7年（2025年）には市民の約3割が、令和22年（2040年）には4割近くが65歳以上の高齢者となることが予想されています。

少子高齢化は全国的な傾向であり、人口減少に伴い、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えるにあたって、国においては、平成30年（2018年）に新たな「高齢社会対策大綱」を策定し、これまでの65歳以上を一律に「高齢者」と見るのではなく、すべての年代の方々が希望に応じて意欲・能力を生かして活躍できる「エイジレス社会」を目指すなど、今後の推進すべき高齢社会対策の指針が示されています。

このたび策定する「札幌市高齢者支援計画2021」（以下「本計画」という。）は、いわゆる団塊世代すべてが75歳以上となる令和7年（2025年）、さらにその子ども世代すべてが65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケア^{*}体制の基盤づくりを目指し、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を一体的に策定することにより、介護保険制度を含めた高齢者支援施策の総合的な推進と円滑な実施を目指すものとします。

※ 地域包括ケアとは

高齢者の心身の状態や生活状況と、その必要度に応じて医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を構築し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすること。

2 計画の位置づけ

◆「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定する計画です。

「老人福祉計画」「介護保険事業計画」は、老人福祉事業の供給体制の確保に関して必要な事項や、介護給付等対象サービス、地域支援事業の見込み量など介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるもので、「地域包括ケア」の深化・推進を目指すものです。

◆市の総合計画、他の個別計画との関係性

本計画は、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」における高齢保健福祉分野の個別計画として位置づけられ、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿った事業計画となります。

また、障がい・医療の各分野の個別計画や、これらの共通的な事項を横断的に定める「札幌市地域福祉社会計画2018」と調和が保たれたものとなります。

◆北海道の計画との関係性

本計画は、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」や、医療提供体制の確保を図るための「北海道医療計画」と整合性が確保されたものとなります。

＜老人福祉法（抜粋）＞

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～6 略

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9・10 略

＜介護保険法（抜粋）＞

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

三・四 略

3～5 略

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7・8 略

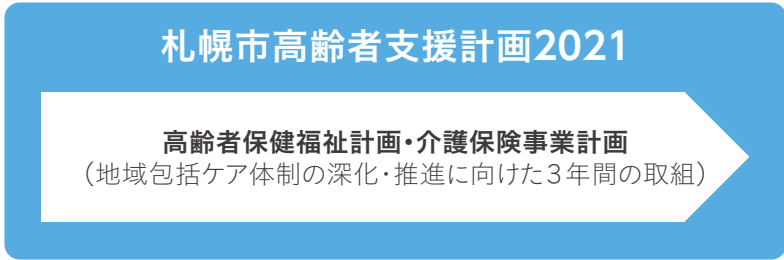
9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

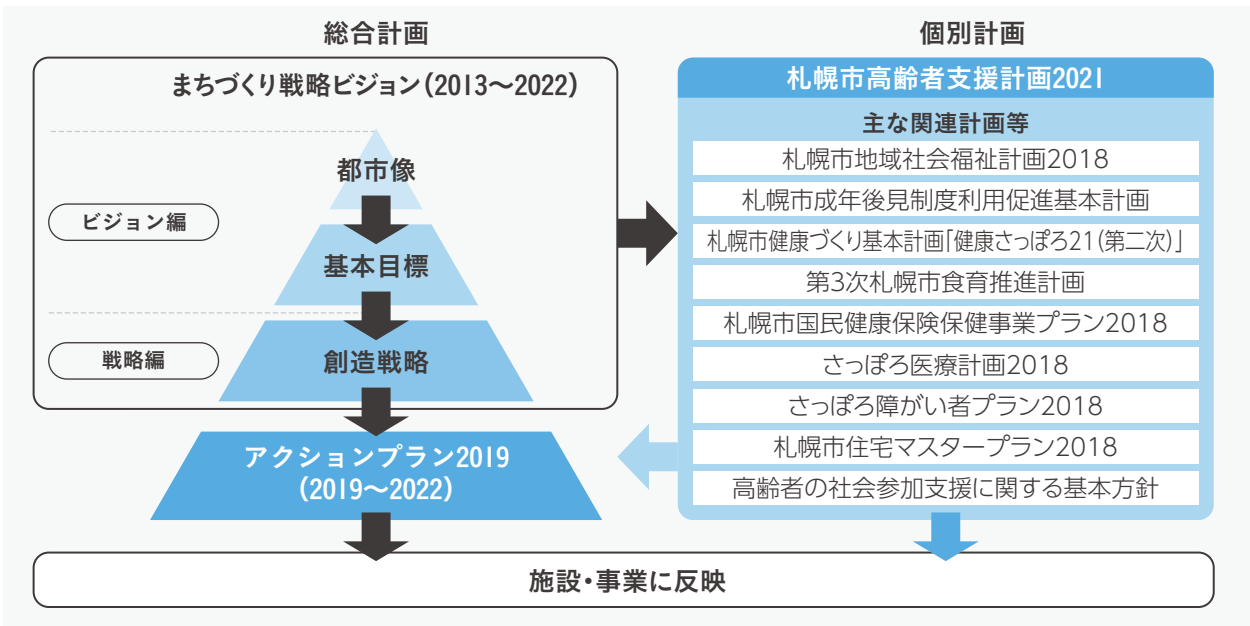
11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

12・13 略

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の一体的な策定

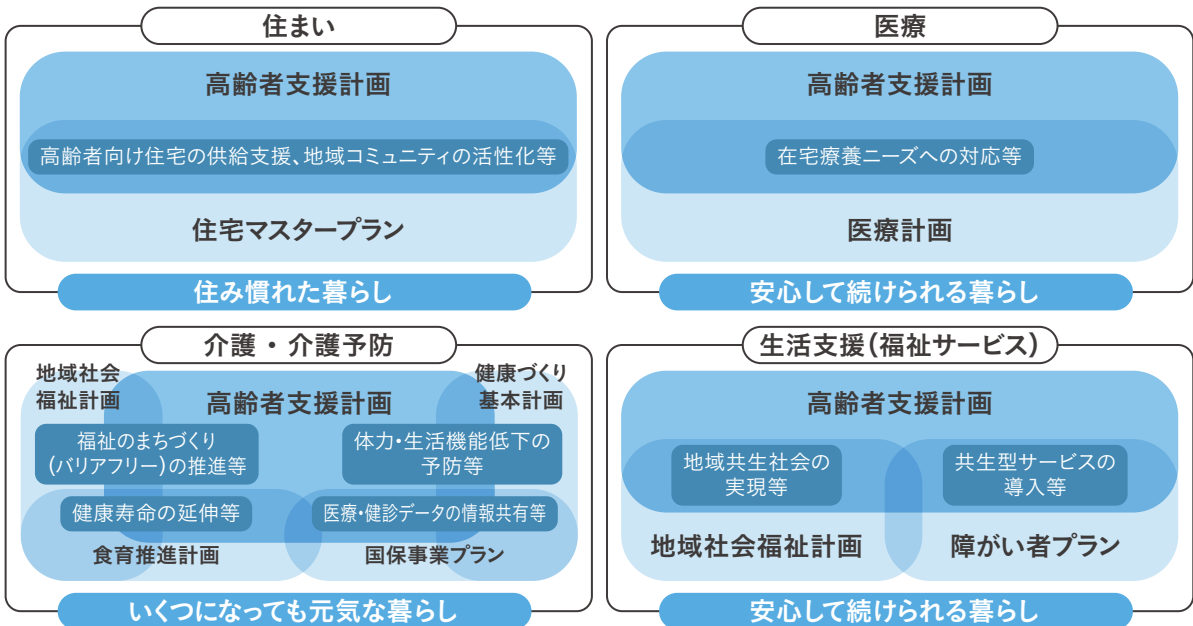


総合計画との関係性



主な関連計画との関係性

地域包括ケアシステムから見た札幌市の連携体制



※ 各計画の名称は、一部省略しています。

高齢者の社会参加支援に関する基本方針

超高齢社会にあっても、多くの高齢者が意欲と能力に応じて積極的に社会参加し、高齢者の活躍が地域社会に生かされていくよう、「生涯現役社会」の実現に向けた今後の取組の方向性を示す指針を定めています。

1 目指す将来像

「生涯現役社会」

札幌市では、誰もが生涯にわたって、健康で充実した生活を保ちながら、社会の一員として役割を持って活躍し、世代を超えて支え合える「生涯現役社会」の実現を目指します。

2 基本理念

「生涯現役社会の実現につながる社会参加の拡大」

生涯現役社会を構成する3要素（社会参加・地域共生・生活の質）は相互に作用し合うものであり、切り分けることはできませんが、高齢者の社会参加支援は、特に「社会参加」の側面から生涯現役社会の実現に向けて働きかけるものとします。

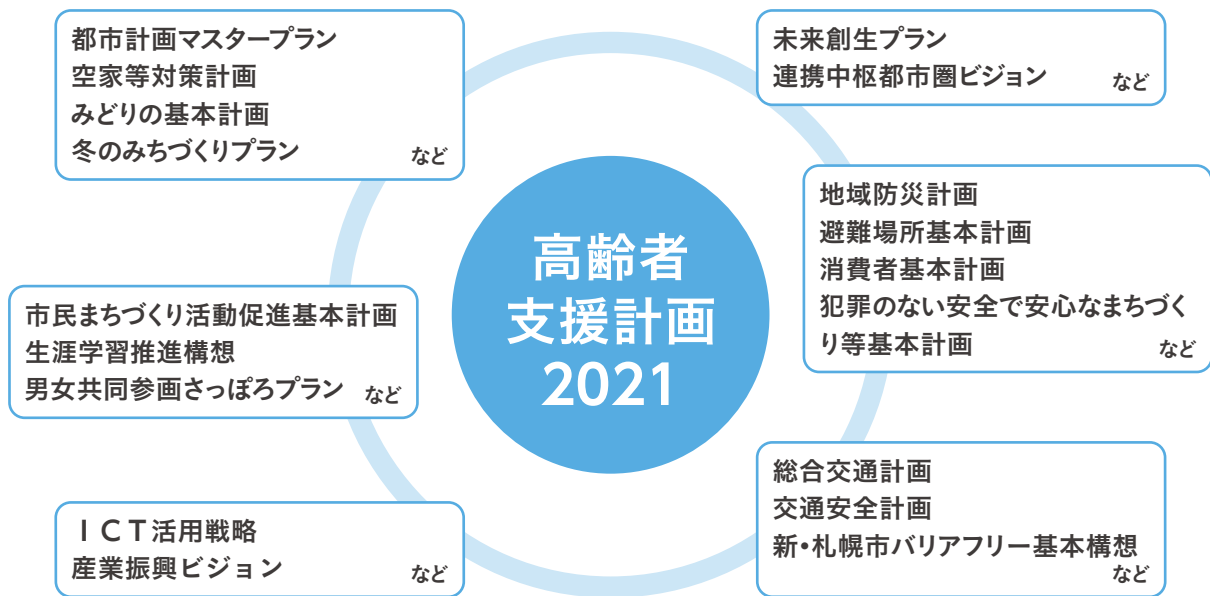
「社会参加」の拡大を図ることで、「地域共生」の促進や「生活の質」の向上への波及効果も生みながら、生涯現役社会の実現を目指します。

3 基本施策

- ① 意欲と機運を高める「意識醸成」
- ② 出番と役割を広げる「機会拡大」
- ③ 意欲と行動を結びつける「環境整備」

超高齢社会においては、保健福祉分野に限らず、札幌市が行う施策それぞれが、高齢化・高齢者を意識したものでなければなりません。

札幌市高齢者支援計画は、これらの計画、施策などとも相互に調和のとれたものとしします。



※ 各計画の名称は、一部省略しています。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間として策定しています。